

「パウロ、皇帝に上訴する」

2016年09月22日

使徒言行録 25章 8節～12節 パウロは、「私は、ユダヤ人の律法に対しても、神殿に対しても、皇帝に対しても何も罪を犯したことはありません」と弁明した。しかし、フェストゥスはユダヤ人に気に入られようとして、パウロに言った。「お前は、エルサレムに上って、そこでこれらのことについて、わたしの前で裁判を受けたいと思うか。」パウロは言った。「私は、皇帝の法廷に出頭しているのですから、ここで裁判を受けるのが当然です。よくご存じのとおり、私はユダヤ人に対して何も悪いことをしていません。もし、悪いことをし、何か死罪に当たることをしたのであれば、決して死を免れようとは思いません。しかし、この人たちの訴えが事実無根なら、だれも私を彼らに引き渡すような取り計らいはできません。私は皇帝に上訴します。」そこで、フェストゥスは陪審の人々と協議してから、「皇帝に上訴したのだから、皇帝のもとに出頭するように」と答えた。

新任のローマの総督フェストゥスはパウロの裁判に決着をつけることが最初の政務であった。彼はエルサレム神殿当局者たちをカイサリアに同行させ、パウロを呼び出し、裁判を始めた。ユダヤ人たちはパウロの罪状をあれこれと言いつつ立てた。しかし、それらの罪状について、何一つ立証することができなかった。

そこで、パウロは弁明した。「私は、ユダヤ人の律法に対しても、神殿に対しても、皇帝に対しても何も罪を犯したことはありません」。律法と神殿に対する罪はユダヤ教に関するもので、ローマ法とは関係がない。皇帝に対する罪はフェストゥスが裁かなければならない問題である。この時、フェストゥスはパウロの無罪を確信していた。しかし、彼は今後、総督としてユダヤを統治していく。神殿当局と友好的関係を保たなければならない。彼は、ユダヤ人たちに気に入られようとして、パウロに、「お前は、エルサレムに上って、そこでこれらのことについて、わたしの前で裁判を受けたいと思うか」と聞いた。最高法院での裁判であるならば、エルサレムに行く必要がある。フェストゥスの前での裁判ならば、ここカイサリアで十分で、エルサレムに行く必要はない。彼のパウロへの発言は意味がない。パウロは、「私は、皇帝の法廷に出頭しているのですから、ここで裁判を受けるのが当然です」と答えている。そして、「よくご存じのとおり、私はユダヤ人に対して何も悪いことをしていません。もし、悪いことをし、何か死罪に当たることをしたのであれば、決して死を免れようとは思いません。しかし、この人たちの訴えが事実無根なら、だれも私を彼らに引き渡すような取り計らいはできません」と続けている。死罪に当たるようなことがあるなら、死を免れようとは思わない。ユダヤ人たちの訴えが立証されず、無罪であるなら、自分を彼らに引き渡すような取り計らいはできない。パウロは、神に対しても人に対しても恥じない潔白な生き方をしてきたという自負がある。自分の立ち位置を明確に弁明している。そして「私は皇帝に上訴します」と宣言した。「上訴」とは原告、被告が納得できない判決を受けた時、不服として訴える権利である。パウロは判決を受けていない。それなのに、上訴とは理解し難い。パウロは総督の前での裁判は期待できない、神殿当局に渡されるかもしれないと恐れたのではないか。だから、総督ではなく、皇帝による裁判を求めた。市民権を持つパウロは、皇帝による裁判を要求する権利を持っているからである。フェストゥスは陪審の人々と協議してから、「皇帝に上訴したのだから、皇帝のもとに出頭するように」と答えた。パウロのローマ行きが決定した瞬間であった。